各部局長 各部(室)長 殿

公立大学法人首都大学東京利益相反マネージメント委員会委員長(印章省略)

東京都公立大学法人利益相反規程の取扱いについて(通知)

東京都公立大学法人利益相反規程(平成 19 年度法人規程第 102 号。以下「規程」という。)の取扱いについて下記のとおり定めます。

記

- 1 自己申告の目的及び対象等について
 - (1) 自己申告の目的

的確な利益相反マネージメントを行うために、教職員等に対して産学公連携に関する必要な情報の開示を求め、必要な場合には利益相反是正のための対策を講じることを目的として実施する。また、是正の勧告を行った際には、当該申告に係る事業年度終了後、確認を行う場合がある。

(2) 自己申告の対象になる行為

規程第3条のとおり(産学公連携活動に従事する産学公連携コーディネーター、知的財産マネージャー並びにリサーチ・アドミニストレーターも対象とする。)

- 2 自己申告の対象者並びに提出資料及び提出先
 - (1) 自己申告の対象者及び種類

自己申告の対象者は、本法人の教職員及び本法人が研究員として受入れる者のうち、1(2)及び以下に該当する者とする。

- ① 役員兼業申告(大学発ベンチャー含む)
- ② 役員以外の兼業申告
 - (ア) 当該兼業申請に係る活動等の開始予定日が属する年度の活動において、従事時間の合計が1回又は年間を通じて240時間を越える場合、申告する。なお事前に申告することが望ましい。ただし、開始後に従事時間の合計が240時間を越えたことが判明した場合には、次年度の5月1日までに速やかに申告する。
 - 一度申告を行った後に300時間を越える場合は再度申告を行うこととし、その後の申告については、従事時間に関わらず1件毎とする。
 - (イ) 規程第3条に掲げる活動等における相手方企業等の株式等(発行済株式総数5%以上の公開株式、1株以上の未公開株式、出資金、新株予約権、受益権等)を個人的利益として取得している場合。
 - (ウ) 個人的な利益については教職員本人のみならずその配偶者及び生計を一にする二親等 内の親族が得た場合も報告義務の対象とする。
- ③ AMED、厚生労働科学研究費等に係る自己申告
- (2) 提出資料

別紙1「提出資料一覧」のとおり

(3) 提出先

所属の服務事務担当者を通じて、事務局(総務課 監査・内部統制係)に提出。

3 適用日

本通知は、令和2 (2020) 年4月1日以降の提出書類より適用とする。

4 その他

- (1) 利益相反マネージメントに関する相談は、別記第4号様式「東京都公立大学法人利益相反マネージメント相談シート」にて行うものとする。
- (2) 産学公連携活動に従事する専門職が大学発ベンチャーの役員兼業を行う場合については、兼 業期間の長期化を抑制するために、役員兼業期間を最長3年とし、毎年度事業活動報告書を 委員会に提出させ、役員兼業継続について承認を得るものとする。
- (3) 役員を兼業する教職員等が物品を購入することに関して、大学発ベンチャーを指名、若しくは決定する場合は、自己申告の対象とする。
- (4) 審議期間は事務局で受領後、2か月程度要するため、余裕をもって申告すること。 なお、人事委員会付議が必要な案件については、当該許可申請に係る人事委員会付議予定日 から2カ月程度前となるよう申告すること。
- (5) 平成 25 年 7 月 1 日付 25 公大首産学第 559 号「公立大学法人首都大学東京利益相反規程の取扱いについて」は廃止する。

【担当】

総務部 総務課 監査·内部統制係

電話: 042-677-2243

メールアドレス: houjin-kansa@jmj.tmu.ac.jp

利益相反マネージメント委員会提出書類一覧

	役員兼業	役員兼業以外の兼業	AMED、厚生労働科
	(大学発ベンチャー含む)		学研究費等
利益相反自己申告書	0	0	_
別記第1号様式			
委嘱状・兼業許可申	0	△*1	
請書			
研究計画書(写し)	\triangle $\!$ 2	△*2	0
会社概要	\circ	_	_
定款	\circ	_	_
利益相反自己申告書	_	_	0
別記第2号様式			
事業活動報告書	△*3	_	_
別記第3号様式他			
相談シート	- *4	- *4	- *4
別記第4号様式			

- ※1 兼業先が教育機関(非常勤講師等)の場合は不要。その他の場合については、提出する。
- ※2 兼業の場合は、兼業先企業等と共同研究等を行っている時に提出する。
- ※3 大学発ベンチャーの継続の場合には、前年度と兼業内容や報酬等が変更ない場合でも、 事業活動報告書(損益計算書、出資・報酬等情報、物品購入等契約関連情報)を提出 する。
- ※4 その他利益相反マネージメントに関する相談がある場合、提出する。